

## 電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号)第3条第1項に基づく固定端末系伝送路設備設置状況報告について(平成 25 年3月末時点)

### 1 趣旨

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 33 条第 1 項の規定により、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）の電気通信回線が、総務省令※<sup>1</sup>で定める区域ごとに、当該区域における同種の電気通信回線の総計に占める当該回線の割合が総務省令※<sup>1</sup>で定める割合を超える場合、当該回線及びその当該回線と一体として接続する電気通信設備は第一種指定電気通信設備として指定され、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、同法第 3 条各項の規定により、特別な義務を課されることとされています。

このため、総務省では、電気通信事業報告規則（以下「報告規則」という。）第3条第1項※<sup>2</sup>に基づき、固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者を対象として、毎報告年度経過後2月以内に、当該伝送路設備の当該報告年度末の設置状況について総務大臣に対して提出することを義務付けております。

※ 1 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）

第 23 条の 2 （略）

2 法第 33 条第 1 項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要が認められるときは、総務大臣が別に指定する区域※<sup>3</sup>）とする。

3 法第 33 条第 1 項の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について2分の1とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、1の回線につき1とする。

※ 2 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）

第 3 条 固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者は、様式第 21により、毎報告年度経過後2月以内に、当該伝送路設備の当該報告年度末の設置状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

※ 3 総務省令で定める区域（平成 13 年総務省告示第 242 号）

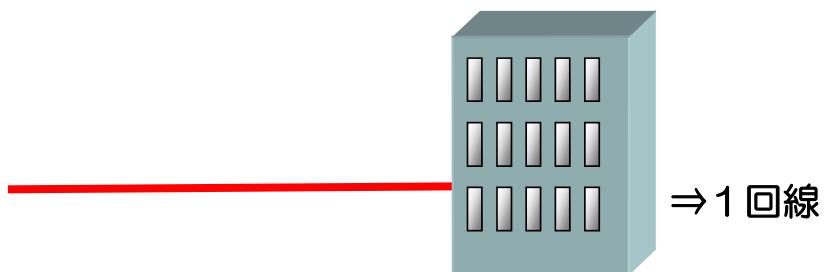
電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づき、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県及び静岡県の区域について、神奈川県の区域に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域、富山県の区域のうち中新川郡立山町芦嶋寺ブナ坂外の一部の区域を除く区域、長野県の区域のうち木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を除く区域に富山県中新川郡立山町芦嶋寺ブナ坂外の一部の区域を併せた区域、岐阜県の区域に長野県木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域、静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域を単位指定区域として指定する。

## 2 カウント方法

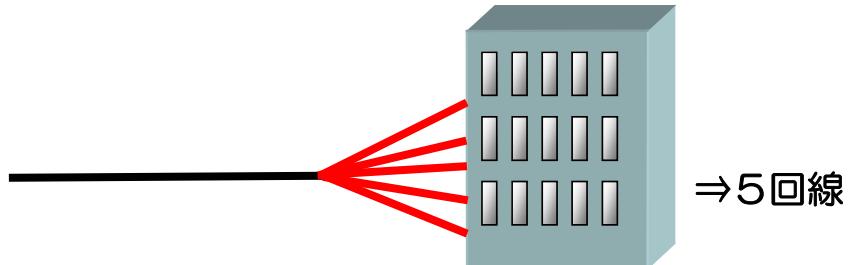
電気通信役務に利用される固定端末系伝送路設備であって自ら設置しており（IRUに基づき利用する場合を含む）、かつ休廃止中でないものについて報告。

回線数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度等にかかわらず、1回線につき1として報告。建物に引き込まれた回線数でカウント。

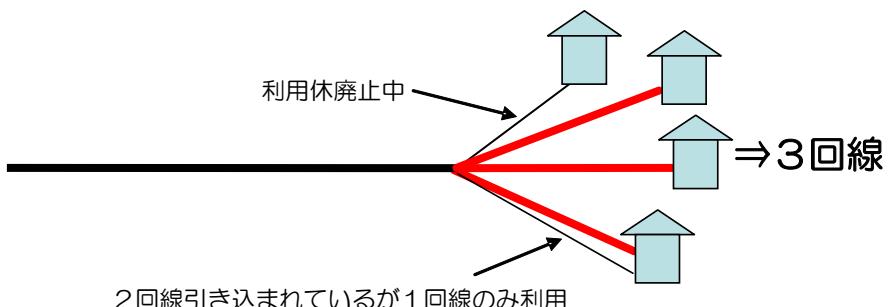
例1) 建物まで1回線で引き込まれ、建物内で複数回線に分岐し、各ユーザに提供されている場合  
⇒「1回線」でカウント



例2) 建物まで5回線で引き込まれ、各ユーザに提供されている場合  
⇒「5回線」でカウント



例3) シェアドアクセス方式の場合  
⇒建物に引き込まれた電気通信役務として利用されている回線数（分岐回線数）で計算



例4) それぞれの建物まで引き込まれた3回線が、それぞれ①放送のみ、②放送+インターネット、③放送+インターネット+IP電話のために用いられている場合のうち、それぞれの建物まで引き込まれた固定端末系伝送路設備を、当該放送を行う一般放送事業者が設置している場合  
⇒「2回線」でカウント  
(電気通信役務に利用される回線のみをカウント)

